

坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

令和5年4月1日要綱第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂出市内に存在する空き家の有効活用を図り、市内への移住・定住を促進するため、法人事業者または個人事業主（以下「事業者」という。）が購入した空き家を事業所として改修する費用に対し、予算の範囲内で坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に個人が居住を目的として建築し、または購入したもののうち、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅または一戸建て併用住宅であり、県が運営するWebサイト「かがわ住まいネット」（空き家バンク）に登録された住宅をいう。ただし、付属する物置、門、塀等は含まない。
- (2) 事業所 地域コミュニティの維持・再生に資するものとし、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、子育て支援施設、レストラン、シェアオフィス、カフェ、商業施設、テレワーク施設、その他市長が認める施設をいう。
- (3) 法人事業者 会社法（平成17年法律第86号）上の本店（会社法の適用を受けない事業者については、会社法上の本店に相当する事業所）が県外にある法人をいう。
- (4) 個人事業主 税務署に個人事業の開業届出書および所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者をいう。
- (5) 移住者 一定期間居住する意思を持ち、坂出市に住民登録のある者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上香川県外に在住していた者をいう。
- (6) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築

士の資格を有し，別表に定める講習を受講した者または建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの

イ 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの

ウ アおよびイに掲げるもののほか，これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

(7) 耐震改修工事 耐震診断により，構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が，地震の振動および衝撃に対して倒壊し，もしくは崩壊する危険性が高いと評価され，または倒壊する危険性があると評価されたものについて，次に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする補強または改修の工事をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第19条および第20条の規定に適合するように行われるもの

イ 基本方針別添第二に示すもの

ウ アおよびイに掲げるもののほか，これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

(8) 簡易耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法－木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）－」または「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法により耐震診断を行った結果，上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて，上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業者が、購入した空き家（以下「対象物件」という。）を事業所として改修すること。
- (2) 事業者が、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること。
- (3) 法人事業者の場合は改修した対象物件で勤務する法人事業者の従業者のうち1人以上が、個人事業主の場合は個人事業主が、香川県に転入して2年未満の移住者（以下「対象移住者」という。）または対象移住者となる予定であること。
- (4) 県内市町間での事業所の移転を伴う場合にあっては、従前活用していた建築物（自己所有に限る。）が空き建築物とならないこと。
- (5) 国庫補助金および県補助金等が交付されている事業でないこと。
- (6) 補助金の交付申請年度の2月末日までに事業の完了が見込まれること。
- (7) 昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法ならびにこれに基づく命令および条例の規定に適合するものまたは補助対象事業の完了時点において、耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事もしくは簡易耐震改修工事の完了が見込まれること。
- (8) 改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。ただし、改修工事に伴い、違反を是正する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者の事業については、補助対象外とする。

- (1) 交付決定より前に補助事業を実施（事前着手）した者。ただし、第6条第2項の届出を市長に提出したときは、当該提出の日以降に着手することができる。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）またはこれらの者と密接

な関係を有する者

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業を行う者
- (4) 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が判断する事業を行う者
- (6) 補助金の交付申請時に納付すべき納期の到来した市税を完納していない者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家の改修に要する経費（耐震診断，耐震改修工事，簡易耐震改修工事に要する経費，家財道具の処分に要する経費および整備される対象物件と構造上一体となっていて，電気，ガス，給排水，空調，トイレ等通常必要と認められる設備の整備に要する経費を含む。）とする。ただし，香川県空き家利活用促進等補助金交付要綱（香川県要綱令和8年4月1日施行）の間接補助事業に該当しないものを除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は，補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，補助上限額は，法人事業者の場合は400万円，個人事業主の場合は200万円を限度とする。ただし，補助対象経費の合計額が100万円未満の場合は，補助対象としない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は，坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 誓約書
- (3) 法人事業者の場合は登記簿謄本，個人事業主の場合は個人事業の開業届出書および所得税の青色申告承認申請書の写し
- (4) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限るものとし，申請時にない場合は，実績報告書提出時に提出するものとする。）
- (5) 対象物件の所有権が確認できる書類
- (6) 対象物件の図面等，対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類
- (7) 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- (8) 対象物件の現状写真
- (9) 補助対象経費の合計額が確認できる書類（内訳を含む。）
- (10) 対象物件の建築年月が確認できる書類
- (11) 建築基準法の適合状況調査結果報告書
- (12) 法人事業者の従業者または個人事業主が対象移住者であることが分かる戸籍の附票等。ただし，申請時に対象移住者でない場合は，実績報告書提出時に提出するものとする。
- (13) 申請者の市税完納証明書
- (14) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 前項の申請に当たり，事業の効率的な実施を図るため，補助金交付決定前に事業に着手する場合には，あらかじめその理由を明記した坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は，前条の規定による交付の申請があったときは，その内容を審査し，補助金を交付すべきものと認めたときは，交付の決定を行い，坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は，前項の決定に際して，次に掲げる事項につき，条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、補助事業の完了日から3年間、第3条第1項第2号に規定する要件を満たしているものとする。この場合において、同号中「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする。
- (2) 補助事業者は、第10条の報告までに、第3条第1項第3号に規定する要件を満たしているもの（ただし、対象移住者である予定であった場合は、対象移住者となっていること。）とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、事業の目的または主な内容の変更を伴わない軽微な変更は除く。
- (2) 交付決定の額の20パーセントを超える額を減額変更するとき。
- (3) 交付決定の額を増額変更するとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、または条件を付した場合は、坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金事故報告書（様式第7号）

を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1月を経過した日または交付の決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費の合計額の請求書の写し（内訳を含む。）
- (3) 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 対象物件の完成写真（外観、内観および修繕箇所）および購入物品の写真
- (5) 耐震性が確保されていることを確認できる書類の写し（対象物件が第3条第1項第7号にあてはまる場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の承認をした場合は、その承認した内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(支払)

第12条 補助金は、前条の交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第13条 市長は、第8条第4項の補助事業の廃止の申請があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱またはこれらに基づく市長の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業の完了日から3年間、第3条第1項第2号に規定する要件を満たさなくなった場合。この場合において、同号中「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業によって取得し、または効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格の単価または効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄しようとするときは、坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部または一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業等の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理について当該事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第2条)

- | |
|--|
| <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者または耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他知事が認める講習</p> |
|--|